

第 7 2 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 会 議 録 ( 第 6 号 )

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 1 2 月 2 0 日 ( 火 曜 日 )

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 議 1 2 月 2 0 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 6 日 )

議 事 日 程

- 日 程 第 1 第 125 号 議 案 伊 水 小 学 校 屋 内 運 動 場 改 築 工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て
- 日 程 第 2 発 議 第 4 号 穴 粟 市 議 会 議 員 定 数 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 3 発 議 第 5 号 穴 粟 市 議 会 会 議 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 4 所 管 事 務 等 調 査 に つ い て

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 日 程 第 1 第 125 号 議 案 伊 水 小 学 校 屋 内 運 動 場 改 築 工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て
- 日 程 第 2 発 議 第 4 号 穴 粟 市 議 会 議 員 定 数 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 3 発 議 第 5 号 穴 粟 市 議 会 会 議 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 4 所 管 事 務 等 調 査 に つ い て

応 招 議 員 ( 1 8 名 )

出 席 議 員 ( 1 8 名 )

1 番 岸 本 義 明 議 員	2 番 稻 田 常 実 議 員
3 番 林 克 治 議 員	4 番 藤 原 正 憲 議 員
5 番 飯 田 吉 則 議 員	6 番 大 畑 利 明 議 員
7 番 東 豊 俊 議 員	8 番 福 嶋 斉 議 員
9 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	1 0 番 西 本 諭 議 員
1 1 番 実 友 勉 議 員	1 2 番 高 山 政 信 議 員
1 3 番 鈴 木 浩 之 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 岡 前 治 生 議 員	1 6 番 小 林 健 志 議 員

17番 伊藤 一郎 議員

18番 秋田 裕三 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長	岡崎 悦也 君	書	記	上長 正典 君	
書	記	岸元秀高 君	書	記	清水 圭子 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	福元 晶三 君	副	市	長	清水 弘和 君												
教	育	長	西岡 章寿 君	会	計	管	理	者	尾崎 一郎 君									
一	宮	市	民	局	長	榎谷 米男 君	波	賀	市	民	局	長	松木 慎二 君					
千	種	市	民	局	長	幸福 定利 君	企	画	総	務	部	長	中村 司 君					
ま	ち	づ	く	り	推	進	部	次	長	平瀬 忠信 君	市	民	生	活	部	長	小田 保志 君	
健	康	福	祉	部	長	大島 照雄 君	産	業	部	長	中岸 芳和 君							
農	業	委	員	会	事	務	局	長	山石 俊一 君	建	設	部	長	鎌田 知昭 君				
教	育	委	員	会	教	育	部	長	藤原 卓郎 君	総	合	病	院	事	務	部	長	花本 孝 君

( 午前 9 時 3 0 分 開議 )

議長 ( 秋田裕三君 ) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

報告 1、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告 2、教育長より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の第1項の規定に基づき、平成28年度(平成27年度事業対象)宍粟市教育委員会点検・評価報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第 1 第 1 2 5 号議案

議長 ( 秋田裕三君 ) 日程第 1、第125号議案、伊水小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本議案は、去る12月16日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

1 2 番 ( 高山政信君 ) おはようございます。よろしく願いいたします。

平成28年12月16日に審査付託のありました、第125号議案、伊水小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結については、同日、第12回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第125号議案については、伊水小学校の屋内運動場は、建設後45年が経過し、老朽化が進んでいる上、施設が狭小であることから、学校の授業や行事だけでなく、地域の方が利用される場合にも支障が生じてきました。また、耐震面で現行の建築基準法に適合していない箇所も判明したとの報告がありました。

審査の過程で、委員からは工事期間中の安全対策には十分注意されたいとの意見がありました。また、本施設が整備されることにより、生徒の安全確保、教育環境

の改善がされるだけでなく、地域の防災や地域づくりのための拠点として活用されることを期待いたします。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第125号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第125号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 発議第4号

議長（秋田裕三君） 日程第2、発議第4号、宍粟市議会議員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

本発議は、林 克治議員ほか1名から提出されました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、林 克治議員。

3番（林 克治君） おはようございます。3番、林でございます。

発議第4号、宍粟市議会議員定数条例の一部改正について、提案趣旨説明をいたします。

本条例は、現在、18人の議員定数を16人に改正しようとするものであります。

本市議会の定数は、平成17年に宍粟市が誕生した時点では26人の定数で出発しましたが、その後、本市の財政状況や将来の人口減予測、市の行財政改革の状況や他市の議員定数見直しの状況、市民感情等を勘案し、検討・見直しされ、平成21年5月の選挙から20人に、平成25年5月の選挙からは18人となり、現在に至っております。そして、今回の条例改正により、次回の選挙から16人にしようとするものであります。

宍粟市の財政は自主財源が乏しく、歳入の多くを地方交付税や国・県支出金に依存しており、大変厳しい状況であることは皆さん御承知のとおりであります。

そこで、宍粟市では、市発足当初より地方交付税の一本算定による減を見据えて、事務事業の見直しをはじめとした行財政改革を推し進めております。中でも、計画的な職員数の削減により、一般行政職の職員数を平成17年度の550名から平成27年度には429名と121名、率にして22%削減し、人件費においては、平成17年度の51億円から平成27年度には34億円と3分の2に削減する等、健全財政運営に努めている状況であります。

また、人口が減り続けている宍粟市にとって、人口問題は最大の課題であります。10月に行われた宍粟市タウンミーティングでも、若者の流出等を第1から第3のダム機能で食いとめたいとの市の考えを示され、懇談されていたとおりであります。当日の資料によると、市発足時に4万5,781人であった人口が毎年500人ほど減っていき、今年の1月には4万人を割って平成27年度末には3万9,717人となっております。直近3年間の平均では、1年に680人ほど減っているのです、このままでは人口が減り続けていくものと予測されます。

議員定数は、人口を基準に見直されることが多いので、県内の状況を調べてみました。この時点での宍粟市は4万人を超えております。県内には人口5万人以下の市が宍粟市を含めて13市ありますが、全ての市が議員定数を18人以下に減員しており、そのうち6市が16人以下に減員している状況であります。さらに、人口4万人以下の市で見ますと、4市あるうちの3市が16人に減員しております。なお、県内の市で議員定数が一番少ないのは、人口が5万人近い小野市の14人となっております。

本市議会では、毎年議会報告会を行い、市民の皆さんから議会に対しての意見や提言をお聞きしておりますが、議員定数、議員報酬、議員の資質、政務活動費等について、多くの厳しい意見を聞かせてもらいましたし、具体的には市が行政改革等を行っているのに、議会も議員数を減らす等の身を切る改革をする考えがないのかといった意見も聞いております。

また、私が個人的に市民の方々と話をさせていただく中でも議会報告会と同じような意見を多く聞いておりますので、市民感情としては議員定数削減の方向かと感じております。

さらに、市行政の推進にあたっては、市長とともに政策を論じることが重要であることから、多くの人からの支持を受ける見識にすぐれた人材の選出も必要であります。

以上のとおり、宍粟市における議会議員定数について、本市の財政状況、将来の人口減予測、市民感情等を勘案し、行財政改革の現状や他市との比較等により検討した結果、議会議員の定数を16人とすることを提案するものであります。

議員各位におかれましては、趣旨御理解の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 林 克治議員の説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） ただいま林議員のほうから提案理由が種々述べられました。これらの論点については、私も過去、先ほどもありましたように2回の選挙、あわせてずっと定数減が行われましたので、その論点と変わりがないものと思います。

そこで、お聞きするわけでありましてけれども、今回、18名をさらに2名減らす、16名にしようとするものなんですけれども、先ほど小野市の例も言われましたけれども、小野市の例でいいますと、14名ということで4名減とかということにもなるわけでありましてけれども、今回の提案の2名を減らすという根拠は何なのか。先ほど提案理由の説明のとおりですと言われたらそれまでなんですけれども、なぜ2名の減ということを提案されたのか、もう少し詳しい説明があればお聞かせ願いたいと思います。

それと、2点目でありましてけれども、私はこの間、選挙を幾つか見て、自分自身でも戦ってきておりまして、やっぱり議員定数が減るということが、ある意味、立

候補しにくくなる。といいますのは、当然当選ラインが定数が減れば減るほど上がってくるというふうなことに繋がってまいります。宍粟市が合併する前の町議会、皆さんも経験がある方もありますけれども、町議会でのいわゆる安定当選ラインと言われる数字と、今の宍粟市の安定ラインと言われる数字を見てみた場合、私は波賀町ですので、波賀町の場合でいいますと、3倍から5倍程度の得票が必要になるというふうな選挙になってしまいます。そういうことから考えましても、当選ラインが上がるということは、逆に立候補したいという志があっても躊躇せざるを得ない、そういう意味からも定数を減らすということは、私はそういう市に意見を申し述べたいというふうな志のある人の思いもとどめるといふような作用も働くんではないかと思うんですけれども、そのあたりのところについて、どういうふうな認識を持っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、3点目には、同じようなことになるかもしれませんが、どうしても選挙というのは人口が多い地域に有利になります。1回目の選挙が定数26人でそれぞれ山崎が13名、あと一宮が7名、千種・波賀が3名というふうなことで割り当てられたのと同じように、人口の集中地域に有利に働くというのがどうしても選挙の傾向であります。そういうことから考えますと、やっぱり今回の定数が減ることによって、その時々選挙情勢によっていろんな立候補状況というのは確かにあります。前回、人口が2番目に多い一宮町で2名しか立候補されないというふうな状況も実際にはあるわけでありましてけれども、一般的には人口が少ない地域が定数が減ることになかなか候補者を出せないとか、その地域の声が反映しにくくなるというのが一般的に言われることであります。そういうふうなことは、どういうふうにご考えておられるのか、お聞かせ願えたらと思います。

以上、3点お願いします。

議長（秋田裕三君） 3番、林 克治議員。

3番（林 克治君） 岡前議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目なんですけども、議員が言われたように、趣旨説明で申したとおりですと言おうと思っただけなんですけども、まず1番の根拠になりますのは、人口減であります。ますます人口が減っております。市発足当初から比べれば毎年減る人数が増えておるような状況であって、このままずっと人口が減り続けるだろうと思います。タウンミーティングでいろいろと市の方策を示されましたけども、それが早く執行され、人口減がとまらない限り、そのような状況が続くんじゃないかと思っております。その中で議員定数も人口によっていろいろと削減したり、増になったりする

ことが多い状況でございます。それで趣旨説明でも申しましたとおり、宍粟市が現在4万人を切っている状況でありますので、兵庫県内他市の4万人以下の市と比べて2名減するのが妥当であるという判断によるものでございます。

それから、2番目の立候補者の減少に繋がらないかということでございますけれども、宍粟市議会では、議会基本条例の制定によって、市民に理解される、市民に開かれた議会を目指してここ数年いろいろな議会改革に取り組んでおります。そういうことから、市民の皆さんの議会に対する理解や関心が深まっているものと思っております。そのような関係からか、来年の選挙に向けて若い人たちが立候補の準備をされていると聞いておりますので、減少することにはならないと思っております。

それから、最後に3点目ですけれども、人口の少ない地域の声が反映されにくくなるのではないかとということですが、それぞれの議員が常日ごろから議員活動として多くの市民の声を聞き、行政に対して提言を行い、施策に反映されておられます。また、議会としても毎年地域に出向いて議会報告会を行い、市民の方からのさまざまな声を聞いておりますし、広報広聴特別委員会を常任委員会にして、今年からおでかけ市議会を計画するなど、今までよりも市民の声が届きやすくなる方策を検討していますので、そのようなことにはならないと思っております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。議員定数の議論をするときに、一番よく言われるのが人口と、あと他市で大体人口がよく似たところの人口というふうなことで決められて、そういうことを根拠に提案される場合があるんですけども、私は果たして本当に人口が議員定数と関連性があるのかなというのを思います。

例えば、人口が100万人以上ある政令指定都市、そしてまた50万人の中核都市とかというふうなところ、大変大きな人口を抱えているところがありますけれども、そのあたりのところの議員1人当たりの人口比というのは全然宍粟市では1名とか、1名にも足りないというふうな状況のもとで定数が定められております。

そういうことから考えますと、私は一つの地方自治体として議会というのは、人口で決めるものではなくて、あくまでその地域が持った行政諸課題とか住民の意向、そういうものを含めて議員定数というのは定められるべきものであると思います。

ですから、なぜ、これから先も人口が減る、だから議員定数を減らす、私はある意味、そこは議会の機能としても悪循環だと思うんですね。私は議員が少なくなれ



ばなるほど議会の力というのは弱体化していくと思います。この間も26名の議会、20名の議会、18名の議会というのを経験してまいりましたけれども、やっぱり多くの議員の意見が反映される一番最初の議会というのは大変迫力がありました。そういうことから考えますと、ただ単に人口対定数を見るというのは、あまりにも表面的な見方ではないかと思うんですけれども、議会の力、そういうものから議員定数というのも考える必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。再度、お聞きしたいと思います。

それと、もう1点、立候補の傾向であるとか、人口が少ない地域の声が反映されなくなるということを私は実際実感として思うわけでありましてけれども、私はこの16年間の宍粟市議会を見てきて、議会基本条例、先ほどもありましたように議会改革に取り組んで、できるだけ住民に近い議会になるように、今、議会改革がどんどん進んでいる状況のもとであります。そういう状況のもとで議員定数を減らすということではなしに、やっぱり議員定数は少なくとも現状維持をして、そして議会改革を進めていくというふうな私はスタンスをとるべきじゃないかなと思うんですけれども、議会改革が進んで住民の声が聞けるのは確かでありましてけれども、やはり地域の声というのは参議院選挙なんかの今、鳥取と島根で御報告されておることが国会でも議論になっておりますけれども、やっぱり地域の声、その地域の人しかわからない声というのは絶対にあるわけですね。ですから、やっぱり広い地域であるわけですから、広い地域の中からいろんな地域の代表という意味合いも含めて出てくるというのが議会の一つのあり方でありますから、そういう意味からも、やっぱり定数を減らすことによって人口の少ない地域には不利になる、そういう事実は実際にあるわけでありましてから、そういう部分というのも私は大切にしていかなければならないという意味からも、なぜ定数を減らすのかということに疑問がありますので、再度お答えいただければと思います。

議長（秋田裕三君） 3番、林 克治議員。

3番（林 克治君） いろいろと言われましたので、質問に適切に答えられているかどうかわかりませんが、趣旨説明でも申しましたように、議員定数は2名減するのが妥当であろうという判断をしております。議員さんそれぞれいろんな考え方があるとは思いますけれども、私としては説明したとおりでございます。

それで、特に議員が少なくなったら、議会としての力が弱くなるということなんですけれども、それは議会として市長と対等に渡り合えるということの力のことかと思うんですけれども、それは議員数に関係なく、議会としてそういう適切な判断

をして、市長と向き合えば人数には関係なくできると思いますし、16人に減員してもその意味では変わりはないと思います。

それと、地域の声が届かないということなんですけれども、趣旨説明でも申しましたように、議会改革の中で今まで特別委員会であった広報広聴委員会を常任委員会にして、その問題があったときに特別委員会を開くのではなしに、常日ごろからいろいろな問題に取り組もうということで対応しております。その中で、どうしたら市民の声を多く聞き、施策に提言していけるかということを検討しております。その中で、おでかけ市議会もやっていこうというようなことをしております。それで、さらになお市民の声が届かないということになれば、常任委員会の中でいろいろとまた方策を検討していくと思いますので、市民の声が届かないというようなことにはならないだろうと思っております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 通告はいたしておりますけれども、内容が動議的な提案なので、質疑オーケーということを事前に確認しておりますので、よろしいでしょうか。

議長（秋田裕三君） 結構です。はい。

6番（大畑利明君） 私も質疑をさせていただきたいと思いますが、大分先ほど出ましたので、数を減らしますけれども、一つは住民感情のことが提案理由に挙がっております。これは私も十分承知をしておりますし、議会報告会でも今の議会が、あるいは議員がどういう活動をしているのか見えにくいというたくさんの市民からの意見が寄せられているのは事実でございますが、なぜ今議会、あるいは議員の評価が低いのかということについて、その原因をどのように考えておられるのかということをもう少し、どういう議論をされたのか、教えていただきたいというふうに思います。

議会報告会でも、その議会に対して問題なのは議員の活動ができていないことではないかと。市民が納得できる活動があれば、定数や報酬のことは問題にならないんだという意見も片一方で出ております。こういった市民の多様な意見を踏まえた上での提案なのか、市民感情とおっしゃるのかどうか、その辺1点どのように考えておられるのか、御質問をいたします。

それから、もう1点、人口減少あるいは財政が非常に・迫る今後の状況を踏まえてという、先を見通してということでございますけれども、財政状況については当然ではございますが、この間、議員の報酬改定が出ましたときに、修正案を提案いたしましたけれども、それに対して修正案否決ということで、報酬の引き上げについ

て賛同されております。そういうことと今回の財政状況を問題にして定数を削減することに対して矛盾はないのかどうか。その辺をもう1点お伺いしたいと思います。

それから、人口予測との関係ですが、これも本当に2名削減で正しいのかどうかという根拠もはっきりしないというふうに思っております。私は、むしろ人口が減れば減るほど民意というものをしっかり受けとめた議会、議員一人一人の役割というのは増えてくると思いますし、議会の仕事というのは今後ますます増えていくものというふうに思っております。特に、地方分権という時代でありますから、それぞれの自治体の中で二元代表の中で、しっかり市民にとってよりよいサービスを議論し合うという意味においては、人口イコール議員数というような単純なものではないというふうに思っております。

議会改革も一生懸命一方で進めながら、議会が本来果たすべき役割を目指しているという取り組みをやっている最中に、削減提案でございます。もし、これがしっかりした根拠があるというふうにおっしゃるのであれば、削減後の議会運営、あるいは目指すべき議会の役割、そういうものをどのようにお考えなのか、その点をお伺いしたいと思います。

以上にしておきます。

議長（秋田裕三君） 3番、林 克治議員。

3番（林 克治君） まず、市民感情をどう捉えておるのかということなんですけれども、議会報告会、また個々に市民の方々とのお話を聞く中で、議会に対してどうのこうのということはありませんけれども、議員個人についていろいろと厳しい意見を聞いております。大畑議員もそれは承知しておると言われましたとおりでございます。具体的には、ちょっと申せませんが、そういう市民の厳しい声を聞いておるというのは、皆さん御承知のとおりでありますので、答弁は差し控えたいと思います。

それから、議員報酬のことなんですけれども、何で議員報酬、手当引き上げのときに賛成したんかということなんですけれども、議員報酬についてもちょっと県内他市の状況を調べてみました。同じような人口のところ等も比べてみましたけれども、宍粟市の議員報酬自体は決して高くはございません。この西播磨地域の市の中でも一番最低でございます。ですから、議員定数は減にしても、議員報酬は減にしなければいいという判断をしております。そのことから手当について賛成したわけでございます。

それと、議員定数2名の減の根拠なんですけれども、これはいろいろと考え方が

あると思うんです。大畑議員が言われたようなこともございますだろうし、しますけれども、私が趣旨説明で申しましたとおりの状況から判断して2名減が妥当であろうと判断したわけでございます。この定数についてはそれぞれの議員の思いがあるだろうと思えますけれども、私としては2名減ということ判断したところでございます。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 私は議員がこういうふうに議論し合うことは非常に大事なことだというふうに思いますし、いろんな意見、市民の意見を踏まえて議論しているわけでございますので、最終的には私は議会が案を示して、そして市民にしっかり意見を聞くという、民意を反映した上での最終判断というのが本来あるべき姿じゃないかなというふうに思うわけですが、今回はこういう発議、動議という形をとられておりますので、その民意を十分反映していないんじゃないかなというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 3番、林 克治議員。

3番（林 克治君） 突然に提出しておるではないかということなんですけれども、私、議員になってから、常々今の議員定数18人は多いと、2名削減すべきだという考えがございました。そういう意味で今年の5月にもう来年選挙なんで、あらかじめ早くから議会として全員で議員定数について議論すべきではないかということを提案させてもらいました。そのときに、議運の委員長が議会運営委員会としては取り上げないと言われました。それ以降協議もされておられませんし、しましたので、私はまたさらに同じことを言っても同じことだという判断をしまして、今回の提案ということになったわけでございます。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 私は議会の中でどうこうじゃなくて、最終的に議会が案をもって市民にお示しをして、市民の意見を十分聞いた上で最終結論に至るべきではないかと、この間の合併以降の定数の削減の経過についても特別委員会が設置されたり、いろんな議論を交わした上でやられております。意見を取り上げてもらえなかったから、もう動議だというのはちょっと違うんじゃないかなというふうに思いますが、賛同者の中にも会派を代表される方がいらっしゃいます。そういう会派からも全く提案もなく、こういう動議という扱いになっております。この辺が少し経過が理解できない部分なので、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 3番、林 克治議員。

3番（林 克治君） そういう意味で私は議員定数改正は大体12月ぐらいにしなければならぬ、次回の選挙に間に合わないというようなことがございましたので、半年前の5月に全員協議会の中で協議すべきではないか。また、協議する中で前回とられた方策をとられるという思いもありましたので、提案したところであります。それがされなかったということで今回提案したわけです。

議長（秋田裕三君） 13番、鈴木浩之議員。

13番（鈴木浩之君） 13番、鈴木です。質疑をさせていただきたいと思います。

先ほど5月に発議というか、提案をしたというふうにおっしゃっていましたが、そのときの提案理由が議員のOBからも議員削減すべきという提案があるという、提案理由がそれだけだったんですけれども、今回いろいろと人口のことであるとか、市民感情、財政改革云々とおっしゃってますけど、そのときそういったような提案をされたんでしょうか。その議員OBがおっしゃっているということが提案理由のメインだったと思うんですけれども、その点は今回いかがなんでしょうか。

議長（秋田裕三君） 3番、林 克治議員。

3番（林 克治君） その提案理由として市民の声がこういうことだということを言うたわけです。理由はいろいろとその中で協議されれば、いろいろと今日言ったようなことも提案してますけれども、そのときに鈴木議員だったと思うんですけれども、こんなもの反対だということで、一蹴されたと思うんです。議論にのぼらなかったから言っていないだけでございます。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第4号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これから討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 発議第4号、宍粟市議会議員定数条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

議員定数に関する理念あるいは理論について、十分な根拠もない、ただ単に2名削減というものであり、反対をするものでございます。

削減理由の一つにつきましては、提案理由として市民感情等を勘案するというふうにあります。先ほども言いましたが、なぜ今議会の評価が低いのかということをもっと考える必要があるのではないかというふうに思います。

議会報告会で参加された市民からは、当然議員定数は多過ぎるという意見もございましたが、一方で、市民が納得する活動ができているのであれば、定数や報酬は問題にならない、もっとしっかり日常の活動をすべきであるという意見も出ているところであります。

議員定数に関する問題というのは、議員活動の不明瞭さ、その活動の不備に問題の本質があるというふうに思います。市民感情を勘案するなら、市民に納得される議会の役割、議員の責任を明確にすべきであり、議会運営や議員活動の目指すべき方向性を示さずに、ただ定数削減だけでは、逆に市民参加の機会を少なくすることに繋がります。市民の多様な意見を十分尊重し得ない地方自治そのものの力を弱める結果となるというふうに思います。

二つ目には、議会には全議員の公的活動を公開する義務があると思います。それをもとにした議員定数に関する素案を作成する責任があるはずで、まずは全議員の公的な活動を公開し、それをもとにした議員定数に関する素案を作成すべきであると思います。議員定数は行財政改革の観点からではなくて、民主政治の装置として議会のあり方を考える必要があるというふうに思います。

人口は減っても議会や議員の仕事は減らないというふうに考えます。むしろ地方分権の時代であることや、議会改革の取り組みを進めることで、仕事は増えておりますし、今後も増えなければならないというふうに考えます。

三つ目には、議員定数は市民参加で決める必要があるというふうに思います。議会は議員報酬や議員定数の議会素案を作成し、それを市民に示し、議会、議員の役割あるいは業務、活動について、十分議論をする場を設ける必要がありますし、その責任があるというふうに思います。

言論の府と言われる議会が議論を行わず、ただ一度の形式的な手続のみで決めていくことについて非常に憤りを感じるものであります。市民参加により納得を得る説明を行って提案すべきという観点から、本条例改正案について反対するものであります。

以上です。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、実友 勉議員。

11番（実友 勉君） 発議第4号、宍粟市議会議員定数条例の一部を改正する条例案に賛成の立場で討論をいたします。

当発議第4号は、議員定数18人を16名にしようとするものであります。この件につきましては、今年の5月の議員議員協議会の席で林議員より提案をされ、私も同意をしたところでございますが、議員の中から自分たち議員をやゆするかのごとく、議会活動をしていない証拠だ等の意見が出され、賛同を得ることはできませんでした。議会運営委員長からは、この問題は議会運営委員会では取り上げないと宣言をされてしまいました。

しかし、その後いろいろな方から御意見を聞くと、他の市から比べても多いぞと、そういう声がたくさん寄せられたところでございます。そこで今回、林議員が議員協議会へ諮っても前回と同様の結果となると判断をされまして、発議となったわけでございます。

近隣同等の市議会を見ましても、18人は多過ぎると判断をいたします。当市といたしましては、人口減も大変な問題であり、今年に入り4万人を割り込む事態でございます。議員定数については人口を基準としたものが多くございます。議員定数の削減は当然というふうに私は思うところでございます。市長からも人口減対策の施策については果敢に攻めていく、こういったことも聞きます。議会においても身を削る覚悟は必要と感じ、賛成をするものでございます。

議員各位におかれましては、趣旨御理解の上、御賛同をいただきますように、よろしく願いをいたしまして討論を終わります。

議長（秋田裕三君） 次に、反対者の発言を許します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。発議第4号に対する反対討論を行います。

本来、地方自治体は二元代表制であり、議会は市民の多種多様な意見を市政に反映するために存在する機関であります。その意味からも定数が減ることは市民の意見反映がしにくくなることであります。

また、定数にかかわる選挙についてでありますけれども、選挙そのものは政治情勢や市民感情により定数の多い少ないよりも多数激戦になったり、少数激戦になったりするものであります。しかし、定数が減ることは、先ほども申し上げましたように、当選ラインが上がることになり、一般的には立候補がしにくい状況がつくら

れるというのが現実であります。旧町時代がそうであったように、人口が多い自治会からは町議会議員が出ておられました。しかし、小さい自治会からは出るのが難しかったのが実態ではなかったでしょうか。それが今は人口の少ない北部からは事実上、立候補がしにくい状況もつくられております。今、宍粟市で一番の課題は若者の定住であります。それが少子化対策への大きな役割を果たします。そのような現状の中で定数を減らしていくことは、ますます若者の行政参加への機会を遠ざけることに繋がると思います。

以上の理由により反対いたします。一度減った議員定数はなかなか元には戻せないものであります。議員の皆さんの慎重な判断が求められることを申し添えて討論といたします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、鈴木浩之議員。

13番（鈴木浩之君） 13番、鈴木です。私も発議第4号、宍粟市議会議員定数条例の一部改正について反対の立場で討論を行います。

先ほど来提案理由をいろいろお示しいただいたり、質疑の中でもいろいろお答えいただいておりますが、その中で議員定数を削減する根拠として、本市の財政状況、将来の人口減予測、市民感情、行財政改革の現状、他市との比較となっておりますが、なぜ削減するか、の明確な根拠にはどれもありません。財政状況がどうだから削減するんですか。将来の人口予測がどうだから削減するんですか。議員1人当たりの人口にセオリーはありますか。行財政改革がどういう状況だから削減しようとするんでしょうか。人口、面積、財政、地域経済の状況が違う他市との比較が議員定数削減の根拠になるんでしょうか。なぜ削減数が2なのんでしょうか。議員1人当たりの市域面積はどうでしょうか。

そのあたりのことを明確に示せないような議員、議論できないような議員がいるから、議員が多い、報酬が高いと批判されているのではないのでしょうか。何かをしてもしなくても批判されるのが議員という仕事です。まずは議員全員が報酬分の仕事をしていると胸を張って言える状況をつくるのが先決です。

以上の理由から反対とさせていただきます。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

発議第4号を起立により採決いたします。



お諮りします。

発議第4号を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

発議第4号は、原案のとおり可決されました。

15番(岡前治生君) 発言の削除を求めたいと思います。

議長(秋田裕三君) 15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 採決が終わった段階でありますけれども、私も反対討論には参加しましたが、先ほど鈴木議員の反対討論の中で、ちゃんと事実確認をした上で発言されているのか、あるいは私は同じ宍粟市議会の一員として宍粟市議会全体がある意味侮辱されているようにも受け取れるような発言がありました。例えば議会事務局に委員長のまとめとしてお願いをするということは、別に悪いことではないわけでありまして、また、その場で発言することがなければ発言しないで聞いておるというのを、それを高みの見物であるとかというのは、あまりにも宍粟市を侮辱したことに繋がるのではないかと思いますので、私は議会というのは発言の自由はありますけれども、こういう議員定数という議会そのものの議論をしているときに、ある意味、議員個人個人の攻撃に繋がるような、誹謗中傷するような、そういうふうな発言をもって反対討論に参加されては議会としての、それこそ品位の低下に繋がると思います。

私は、今先ほど鈴木議員が発言された内容、できれば議運で協議していただいて、個人の誹謗中傷に該当するというふうな部分については削除を求めたいと思います。

議長(秋田裕三君) ただいまの岡前治生議員の意見につきまして、賛成の声の意見が出ております。動議として成立をいたしますので、この取り扱いについて、ただいまからお諮りをしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

---

午前10時30分再開

議長(秋田裕三君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいまの岡前議員の発言の動議につきまして、鈴木議員の発言の取り消しを求める動議が出されました。この取り扱いにつきまして、議会運営委員会で確認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

それでは、議会運営委員会を開会するため、暫時休憩といたします。

午前10時31分休憩

---

午前11時22分再開

議長(秋田裕三君) 休憩を解き、会議を再開します。

岡前治生議員から発言の取り消しを求める動議について、議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、6番、大畑利明議員。

議会運営委員長(大畑利明君) 大変お待たせいたしました。ただいま議長からありましたように、先ほどの発議第4号の反対討論のうち、岡前議員から動議がございました鈴木議員の反対討論の中の後段の部分の発言の取り消しを求める動議に關しまして、議会運営委員会で議論をさせていただきました。その経過と結果について、御報告を申し上げたいと思います。

議会運営委員会では、鈴木議員の反対討論の発言のうち、後段の部分につきまして議論をいたしました。特定の個人を攻撃するものでもなく、誰かを特定しているものでもないというふうな意見も出ましたが、しかし、市民に対して誤解を招くおそれがあること、あるいは議会に対する市民の信頼を失墜するおそれもあることから、本発言の後段の箇所については取り消しを求めるべきであるということを決しましたので御報告をさせていただきます。

以上でございます。

議長(秋田裕三君) ただいま鈴木議員より発言を取り消したいとの趣旨の申し入れがありました。

お諮りします。

鈴木議員の発言取り消しについて、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

それでは、次の日程に入ります。

日程第3 発議第5号

議長(秋田裕三君) 日程第3、発議第5号、宍粟市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

この際、提案者の議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、6番、大畑利明議員。

議会運営委員長（大畑利明君） 発議第5号、宍粟市議会会議規則の一部改正について、御提案を申し上げます。

当議案を地方自治法第112条第1項及び宍粟市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提案するものでございます。

提案理由といたしまして、地方議会におきます男女共同参画を考慮した議会活動の推進及び女性議員が活躍できる環境を整備することによりまして、議会を活性化し、よりよい市民サービスを実現するため、宍粟市議会会議規則中、出産に伴う会議への欠席に関する規定を明確に設けていく必要があると考え、会議規則の一部を改正するものでございます。

なお、委員会の欠席についても同様の改正を行うものでございます。

議員各位におかれましては、改正の趣旨に御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案にかえさせていただきます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 続いて、質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本発議は議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

続いて、採決を行います。

本発議を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

発議第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 所管事務等調査について

議長（秋田裕三君） 日程第4、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、第72回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたり、御苦労さまでした。

第72回宍粟市議会定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に付議されました多くの議案に対しまして、連日精力的な審議を賜り、全ての案件が適切妥当な結論に至りましたことに対し議員各位、行政関係各位に深甚感謝を申し上げます。

また、市長はじめ当局担当者においては、誠意あふれる答弁をいただき、真剣な議論の場となり、将来への方向も見えてきたように思います。

本日は、本会議閉会后、宍粟市議会初めての試みとして政務活動費を使用させていただいた先進地調査の報告会を行います。市長はじめ職員の皆様と情報共有を図り、政策提言等に生かしていこうとするものであります。是非お聞きいただければありがたいと思うところであります。

さて、宍粟市は、少子高齢化の現実の中にあり、このまま減衰に甘んじるのか、覚悟を決め、勇気を出し、改善と工夫で少子高齢化の難問に立ち向かうのか、答えはおのずと後者であります。全ては次世代のためであります。医療においては、神戸大学医学部附属病院との連携を深め、救急体制の整備を図ることで市民の安心を確保し、教育においては、少人数の細かさを生かした学力の向上を図り、農林業に

においては、地場産品の開発と森林環境の向上を図り、商工業においては、殖産の振興と観光資源の開発に尽力し、インフラ整備等の充実に努めなければなりません。市議会においては、より開かれた議会を目指すとともに、過疎自治体の先進事例をより深く研究する必要があります。そのような努力を重ねることで、過疎と少子高齢化に強い宍粟市をつくることができると信じます。

それぞれの立場で今取り組まれているお仕事に心からほれ込み、家族、友人にほれ込み、そしてふるさと宍粟にほれ込む、そんな宍粟市民でありたいと思います。

市民の皆様並びに行政関係各位に、より一層の御指導と御協力を賜りますようお願いをいたします。

間もなく雪の季節を迎えます。雪の白さは全ての人を等しく包み込み、雪解けと同時に春の芽吹きは新たな命を呼び起こします。市民の皆様にとって、来るべき新春がより健やかで、平和な年でありますよう、心からお祈りして閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

市長（福元晶三君） 第72回宍粟市議会定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

早いもので今年も残すところ10日余りとなってまいりました。去る11月30日に開会いたしました第72回宍粟市議会定例会も秋田議長、また伊藤副議長をはじめ議員各位の御精励によりまして、今定例会の最終日を迎えることができました。心より厚くお礼を申し上げます。

今定例会におきましては、宍粟市議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、さらに宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、また、平成28年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算案件など、全議案に対しまして慎重に御審議をいただき議決をいただきましたこと、ここに改めて厚くお礼を申し上げます。

今後、地域総合戦略をさらに加速させ、集落、地域の活性化と宍粟市への移住支援、さらに雇用の創出と就職支援、また少子化対策、さらには選ばれるまちづくり等々に向けた戦略的・重点的な取り組みをさらに進めるとともに、地域経済力を高める具体的かつ効果的な取り組みをより積極的に推進をすることとしております。議員各位におかれましては、引き続きの御支援、御協力を重ねてよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員の皆様には、この1年市政発展のため大変お世話になり、誠にありがとうございました。健康には十分御留意をいただき、引き続き御活

躍をいただきますとともに、御家族おそろいでよき新年を迎えられますよう、あわせもって市民の皆様にとりましても、新年が平穩で希望ある年となりますよう、御祈念申し上げまして、簡単であります但閉会の御挨拶とさせていただきます。

どうも長期間ありがとうございました。

(午前 11 時 35 分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 秋 田 裕 三

宍粟市議会議員 榎 橋 美 恵 子

宍粟市議会議員 西 本 諭